

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年2月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名

2. 出 席 委 員 13名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 黒澤 ちよ子	3 番 高橋 誠一
4 番 峠田 一徳	5 番 浅野 厚司	6 番 渡部 基司
7 番 本間 仁一	8 番 安達 芳紀	9 番 佐藤 一志
10番 小野 博	11番 渡沢 寿	12番 伊藤 圭一
13番 鈴木 正徳		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 大室 拓
同 上 事務局 長 補佐 山内 美穂
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第1		会議録署名委員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第3号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5	議第8号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6	議第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7	議第10号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第8	議第11号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

5. 会議の要領

(開会：ときに午後1時30分)

議長（高橋会長）

令和3年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は13名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

2番黒澤ちよ子委員、3番高橋誠一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

2番 黒澤 ちよ子委員

3番 高橋 誠一委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番 田 1,531㎡を、所有権移転するため、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 田 1,031㎡を、第三者と賃貸借契約するため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長 3番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■
■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 田 1,011㎡を、第三者と賃貸
借契約するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第3号は了承いただいたものと認
めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 議第8号「農地法第3条の規定による許可申請に
対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第8号「農地法第3条の規定による許可
申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2
件、賃借権設定10件、使用貸借権設定5件、合計17件の許可申請
がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否
を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の
補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 はじめに、所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの
申請で、▲▲字▲▲番 田 1,531㎡を所有権移転したい旨の申出
があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの
申請で、▲▲字▲▲番▲▲田 776㎡を所有権移転したい旨の申出
があったものです。
次に、賃貸借権移転の申請となります。
3番につきましては、▲▲のお亡くなりになった■■■■さんの相続
人の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲
▲字▲▲番▲▲ 外3筆 田 合計936㎡について、新規の3年で、
毎年11月30日支払、金納となっております。
4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの
間で設定するもので▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計1,980㎡に
ついて、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。
5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの
間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 田 合計4,499㎡
について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 外4筆 田 合計7,805㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 田 1,031㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 田 1,011㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 田 1,031㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

10番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計1,030㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

11番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 外4筆 田 合計8,066㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

12番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲ 畑 898㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

次に、使用貸借権設定の申請となります。

13番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番 外3筆 畑 合計3,479㎡を新規の5年契約となっております。

14番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番 畑 545㎡を新規の5年契約となっております。

15番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番 外1筆 田56㎡ 畑512㎡ 合計568㎡を新規の5年契約となっております。

16番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番 外8筆 田3,741㎡ 畑2,498㎡ 合計6,239㎡を再設定の20年契約となっております。

17番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲ 外9筆 田145㎡ 畑3,521㎡ 合計3,666㎡を新規の10年契約となっております。

- 議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第8号 1番、11番の現地調査について、7番本間 仁一委員より、報告をお願いします。
- 7番
（本間仁一委員）　　申請地は、冬期間の為確認は出来ませんでした。現地農地に精通している方に聞いて来た結果、1番については、転作という事で草刈が徹底されているということで、周辺の農地に影響はありません。
また、11番については耕作されているという事で周辺農地への影響が無いという事で確認してまいりました。
- 議長（高橋会長）　　次に、2番の現地調査について、長谷部修推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長　　2月19日に、長谷部修委員より電話でご報告をいただいております。
冬期間の積雪の為現地が確認できなかったため近くで耕作してらっしゃいます、■■■■さんと言う方に聞き取りをしていただきまして、3分の1程度に野菜が植えてあって、その残り3分の2については、年に数回程度草刈りをして管理をしているという事で現地の確認をしてきたというご報告をいただきました。
- 議長（高橋会長）　　次に、3番、4番、5番及び12番の現地調査について、6番渡部基司委員より、報告をお願いします。
- 6番
（渡部基司委員）　　2月の22日に現地確認をやってまいりました。冬期間の為に確認は出来ませんでした。秋の時点で自分が確認したところ、すべて耕作され周辺地域に影響が無いことを確認してまいりました。
- 議長（高橋会長）　　次に、6番の現地調査について、12番伊藤圭一委員より、報告をお願いします。
- 12番
（伊藤圭一委員）　　今回、申請があった部分については、冬期間の為に現地の確認は出来ませんが、夏頃からずっと見ている所で、字▲▲が稲作でそれ以外が牧草の採草畑に転作しているという状態で全てにおいて耕作されております。
- 議長（高橋会長）　　次に、7番、8番、9番及び10番の現地調査について、5番浅野厚司委員より、報告をお願いします。
- 5番
（浅野厚司委員）　　本日確認してまいりました。
ただ冬期間の為に中見は確認出来ませんでした。現地の園の状況に精通している方にお話をお聞きしたところ、申請地は全てが耕作されており周辺農地に影響も無いという事で確認してまいりました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。
これにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。
ここで議長を佐藤一志会長職務代理者に交代いたします。

……………佐藤会長職務代理者 議長席に移動……………

議長（佐藤会長職務代理者） 議長を交代いたしました。

議長（佐藤会長職務代理者） それでは、始めに、議第8号1番及び11番の案件について、審議いたします。
ここで、1番高橋善一委員の退席を求めます。

……………高橋善一委員 退席……………

議長（佐藤会長職務代理者） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（佐藤会長職務代理者） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（佐藤会長職務代理者） 質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（佐藤会長職務代理者） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（佐藤会長職務代理者） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（佐藤会長職務代理者） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案は、申請のとおり許可することに決しました。

議長（佐藤会長職務代理者） ここで、1番高橋善一委員の復席を求めます。

……………高橋善一委員 復席……………

議長（佐藤会長職務代理者） それでは、議長を高橋会長に交代いたします。

……………高橋会長、議長席に移動……………

議長（高橋会長） 議長を交代いたしました。

議長（高橋会長） 諮りいたします。これより議第8号1番及び11番以外の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長） 質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1 番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから▲▲字▲▲番▲▲ 田 5 7 4 m²を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2 番につきましては、▲▲の■■■■さんが▲▲の■■■■さんから▲▲字▲▲番▲▲ 畑 4 5 7 m²を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長）

ここで、議第9号1番、2番の現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8 番
（安達芳紀委員）

2月12日に、私と佐藤一志委員と嶋貫農地係長の3名で5条2件の現地調査を行いました。

両案件とも積雪で農地の様子は確認出来ませんでした。積雪前の写真などによりまして確認したところ、事前着工が無く申請通りだったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案は、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第10号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第10号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年2月12日付け農第970号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、29件の賃借権の設定及び2件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

賃借権設定が29件で、計画面積が田180,327㎡、所有権移転が2件で計画面積が田1,587㎡、畑2,337㎡となっております。

賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきまして、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の現況 田2,987㎡外1筆の合計4,528㎡について、再設定の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

2番については、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の現況 田581㎡外1筆の合計2,630㎡について、再設定の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

3番から29番の27件については、中間管理事業に伴う賃借権の設定でございます。

最初に、3番については、▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の現況 田881㎡外18筆の合計43,771㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、4番について、▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田293㎡外1筆の合計6,346㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、5番について、▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田2,403㎡外1筆の合計3,905㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、6番について、▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田985㎡について、新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、7番について、▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の一部の田670㎡について、新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、8番について、▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田687㎡について、新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、9番について、▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の現況田1,394㎡外21筆の合計26,519㎡について、新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、10番は▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田4,940㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、11番は▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田855㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、12番は▲▲の■■■■さん外1名と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田994㎡他1筆の合計2,005㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、13番は▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田496㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、14番は▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田1,530㎡外1筆の合計4,039㎡について、新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、15番は▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田1,580㎡外3筆の合計6,126㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、16番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田1,352㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、17番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田962㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、18番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田1429㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、19番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田1543㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、20番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田485㎡外4筆の合計2,980㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、21番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田1,580㎡外3筆の合計2,558㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、22番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田2,912㎡外8筆の合計11,725㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、23番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の現況 田433㎡外6筆の合計8,877㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、24番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田1,681㎡外2筆の合計2,296㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、25番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田3,804㎡外2筆の合計10,117㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、26番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田573㎡外4筆の合計5,190㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、27番については▲▲の亡くなられた■■■■さん相続人■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田2,780㎡外10筆の合計15,408㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、28番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田4,948㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

山内事務局長補佐

最後に、29番については▲▲の■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田390㎡外2筆の合計2,440㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

続きまして、所有権移転2件について申し上げます。

最初に1番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ▲▲字▲▲番の田692㎡外1筆の合計1,587㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は現金となっております。

次に、2番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ▲▲字▲▲番▲▲の現況畑2,337㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振込となっております。

以上でございます。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
質疑、意見はございませんか。

5番
（浅野厚司委員）

3番以降全部ですが、賃貸借の始まりが3年の2月27日で終わりが13年の2月28日までになっているが、26日で無いでしょうか。

嶋貫農地係長

3番以降の案件、中間管理事業の案件になっておりまして、中間管理事業の終了日が通常の基盤強化促進法の終了日と違いまして、終了月の最後の日までその終期を設定する。という取決めになっております。26日に南陽市の公告があり、その翌日の27日から期間がスタートして10年後の13年2月の最後の日までという事で、機構の取決めの中で設定されている日付で、他の1番2番とずれがあるのは機構を利用しているという理由です。

議長（高橋会長）

他に質疑、意見ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第11号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第11号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和3年2月12日付け農第971号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第11号についてご説明申し上げます。
N01からN016までの114件について、賃借権設定の申請となります。

最初にN01の14件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■
■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さん外4名で、▲▲字▲▲番▲
▲の田881㎡外13筆の合計30,185㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年4月7日から令和13年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N02について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、
貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田、1,160
㎡外7筆の合計21,360㎡について賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年4月7日から令和13年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N03について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、
貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田、514㎡外1筆
の合計3,487㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、
令和3年4月7日から令和13年2月28日までの10年、支払方法は、
口座振替となっております。

次に、N04について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、
貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田、645㎡につい
て、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年4月7日から令
和13年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となってお
ります。

N05について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸
付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田687㎡について、
賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年4月7日から令和1
3年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に N06 の 2 2 件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■
■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田 1, 3
9 4 m²外 2 1 筆の合計 2 6, 5 1 9 m²について、賃借権を設定するも
ので、契約期間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日ま
での 1 0 年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N07 の 1 5 件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■
■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さん外 9 名で、▲▲字▲▲番の田
4, 9 4 0 m²外 1 4 筆の合計 2 3, 7 4 7 m²について、賃借権を設定す
るもので、契約期間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日
までの 1 0 年、支払方法は、口座振替となっております。

次に N08 の 9 件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■
■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さん外 1 名で、▲▲字▲▲番の田 4
8 5 m²外 8 筆の合計 5, 5 3 8 m²について賃借権を設定するもので、
契約期間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日までの 1 0
年、支払方法は、口座振替となっております。

N09 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付
者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田 2, 9 1 2 m²について、
賃借権を設定するもので、契約期間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1
3 年 2 月 2 8 日までの 1 0 年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N010 の 8 件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■
■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田 1,
4 9 0 m²外 7 筆の合計 8, 8 1 3 m²について、賃借権を設定するも
ので、契約期間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日ま
での 1 0 年、支払方法は、口座振替となっております。

N011 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸
付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番外 1 の現況 田 4 3 3 m²
外 6 筆の合計 8, 8 7 7 m²について、賃借権を設定するもので、契約
期間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日までの 1 0 年、
支払方法は、口座振替となっております。

N012 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸
付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田 1, 6 8 1 m²外
2 筆の合計 2, 2 9 6 m²について、賃借権を設定するもので、契約期
間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日までの 1 0 年、支
払方法は、口座振替となっております。

N013 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸
付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田 3, 8 0 4 m²外 1 筆
の合計 8, 3 3 8 m²について、賃借権を設定するもので、契約期間は、
令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日までの 1 0 年、支払方法
は、口座振替となっております。

次に、N014 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さ
ん、貸付者は▲▲の■■■■■さん外 2 名で、▲▲字▲▲番の田 1, 7
7 9 m²外 1 6 筆の合計 2 2, 3 7 7 m²について、賃借権を設定するも
ので、契約期間は、令和 3 年 4 月 7 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日ま
での 1 0 年、支払方法は、口座振替となっております。

山内事務局長補佐

N015について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田4,948㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年4月7日から令和13年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

最後にN016について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田390㎡外2筆の合計2,440㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年4月7日から令和13年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N077-01からN0109-03までの7件について、賃借権の移転によるものになります。

区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田1,566㎡外6筆の合計13,561㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年4月7日から、終期については従前の契約の残期間となっており、それぞれ令和10年3月31日までの7年及び令和11年3月31日、9月30日までの8年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは始めに、議第11号7番及び77の01から109の03番の案件について、審議いたします。

ここで、5番浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野厚司委員 退席……………

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番浅野厚司委員の復席を求めます。

……………浅野厚司委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第11号7番及び77の01から109の03番以外の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和3年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時48分）